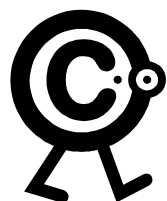


JASRACゼミナール



著作権制度の概要

平成21年11月24日



このような事例に著作権が関係するのか？

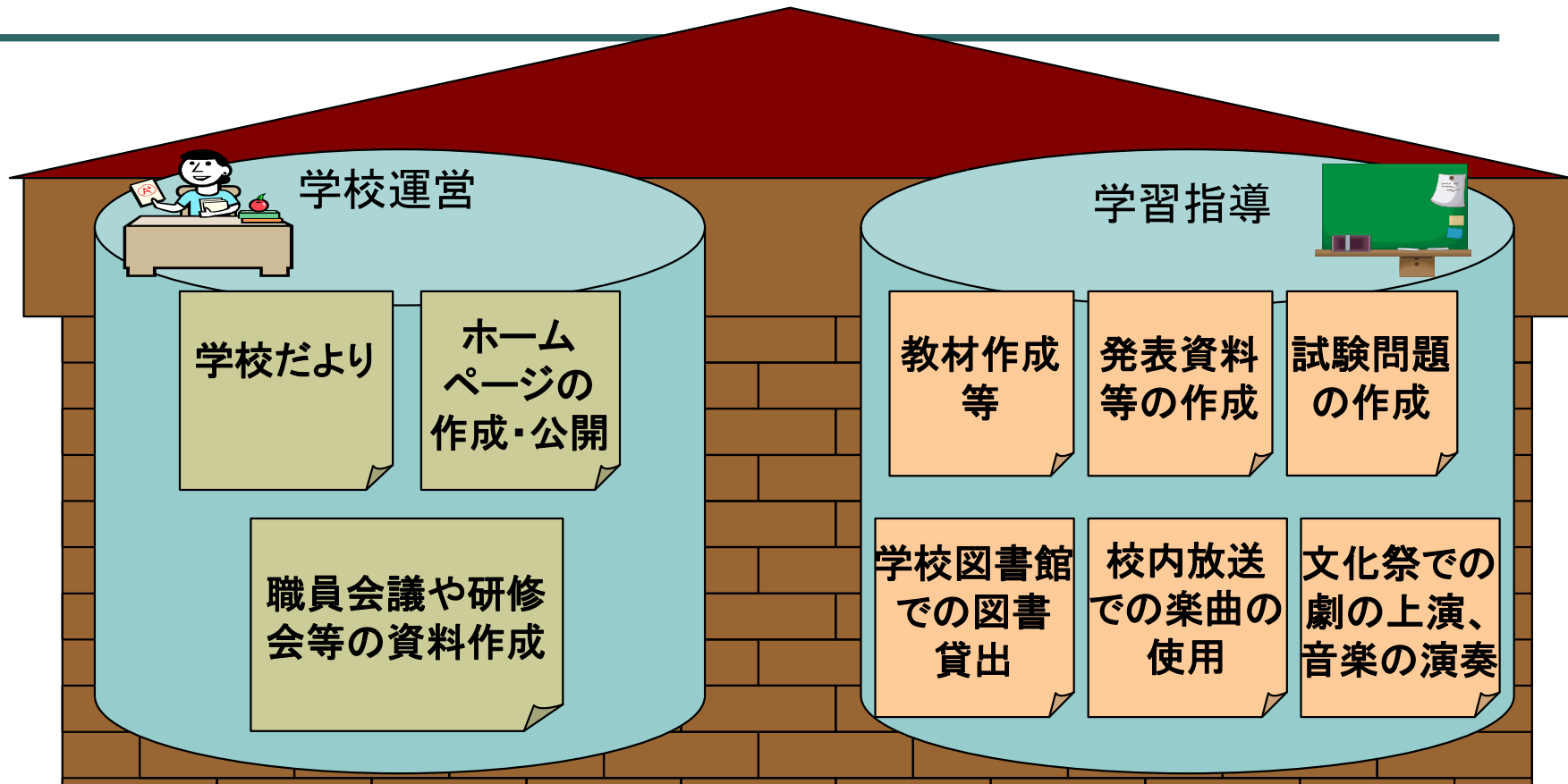
インターネット上で見つけた写真を利用して授業用の資料を作りクラスの児童生徒に配りたい

学校のHPに児童生徒が図工の時間に書いた絵を載せたい

期末テストに市販の問題集に載っていた問題を使いたい



学校教育と著作権との関わり



学校は著作物の宝庫
でも公益性の高さから教育目的の利用は権利者の許可不要とされることが多い

なぜ著作権が注目されているのか？

技術の発達、社会の変化などにより、重視されるように

★ 知識社会において、知的財産が国際競争力、企業競争力のカギに特に著作権については…

デジタル化・ネットワーク化の急速な進展

パソコンやインターネットの普及

コンテンツの創作、コピー、加工、発信が容易に

権利者／利用者、プロ／アマを問わず、著作権への関心の高まり

☆学校に対する期待

地域、家庭とのコミュニケーションの増大→著作物との関わりを意識

「技術家庭」「情報」→「音楽」「美術」において著作権に関する指導

教員として著作権をなぜ学ぶのか

自由で柔軟な発想も大切である一方、

社会的責任を
負う組織の一員として

社会人の常識として

学校としてのメリットを活かすために

子どもたちに対して他人の気もちや財産の大切さを理解させるために

法令遵守
(著作権制度全体の正しい理解)

学校における利用に対する
例外規定の正しい理解

著作権教育のための効果的
な方法や教材の活用

著作権法の目的

「著作物並びに**実演、レコード、放送及び有線放送**に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。」

- ① 著作者等の**権利の保護**
- ② 文化的所産の**公正な利用**

適切なバランス

↓
文化の発展

著作権制度とは？

著作物の利用に関する許諾契約

無断で利用した場合には責任を問われる

要件を満たす場合には許諾を得ずに利用できる

著作者

著作物

利用者

無方式主＝
創作と同時に発生

著作者の権利

著作者
人格権

著作権
(財産権)

保護
期間

実演家

レコード製作者

放送事業者

有線放送事業者

「著作物」とは？

「著作物」とは⇒思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの

小説、
脚本

詩、短歌、
俳句

写真

絵画、
彫刻等

地図、
図表

楽曲、
歌詞

コミック、
イラスト

映画、
放送番組

ゲーム
ソフト

コンピュータ・
プログラム

事典、新聞、
雑誌等

データ
ベース

作文、読
書感想文

図工の
作品

絵日記



著作物Q&A

次に掲げるもののうち、一般的に著作物と
考えられていないものはどれ？

- ① **子どもが書いた読書感想文**
- ② **人に見せる予定のない日記**
- ③ **特定の人に宛てた手紙**
- ④ **推理小説のトリック**
- ⑤ **アドリブで作った音楽**

著作者とは？著作権者とは？

著作物を創作する者＝著作者＝著作権者

無方式主義

プロ・アマを
問わない



資金提供・ア
イデア提供・
手伝いをした
だけではダメ

ただし、財産権は譲渡可能 ⇨ 著作者 ≠ 著作権者

(著作者人格権は譲渡・放棄不可能)

法人等が著作者となる場合

- ①法人等の使用者の発意に基づき、作成される著作物であること
- ②法人等の業務に従事する者により作成される著作物であること
- ③職務上作成される著作物であること
- ④法人等の著作名義により公表される著作物であること
- ⑤契約、勤務規則等に著作者に関する別段の定めがないこと

※ 法人には、人格なき社団（PTAなど）であっても代表者の定めがあるものが含まれる。

※ プログラムの著作物については④の要件を満たす必要はない。

教育用資料の著作権は誰のもの？

著作者＝創作者（教員、児童生徒）＝著作権者

要注意

★資料全体の著作権は教員等に帰属しても、個々の素材の著作権は他者が持っている場合がある
→素材の利用について許諾を得る必要

★教育用の資料でも法人著作（職務著作）として学校（地方自治体、学校法人等）に権利帰属する場合も。（例：学校の組織的プロジェクトの一環として作成された資料）

★児童生徒の作成した資料は職務著作（法人著作）にはならない→必要に応じ著作権譲渡or利用許諾を得る

著作者の権利とは？

著作者人格権

公表権

氏名表示権

同一性保持権

著作権(財産権) = 無断で〇〇されない権利

複製権

頒布権

上演権・演奏権

譲渡権

上映権

貸与権

公衆送信権・公の伝達権

翻訳権・翻案権

口述権

二次的著作物

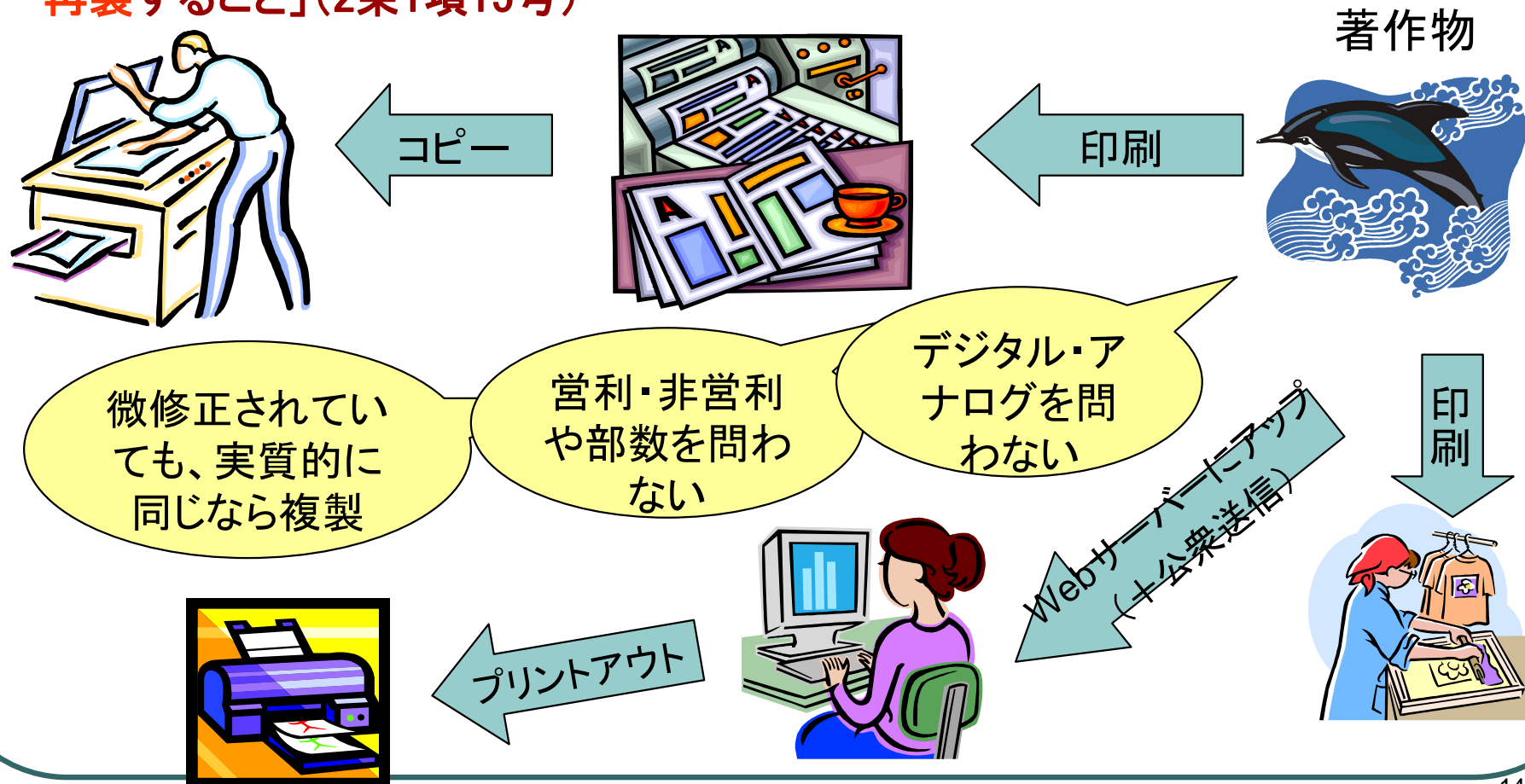
展示権

利用権

権利行使ができない例外もある

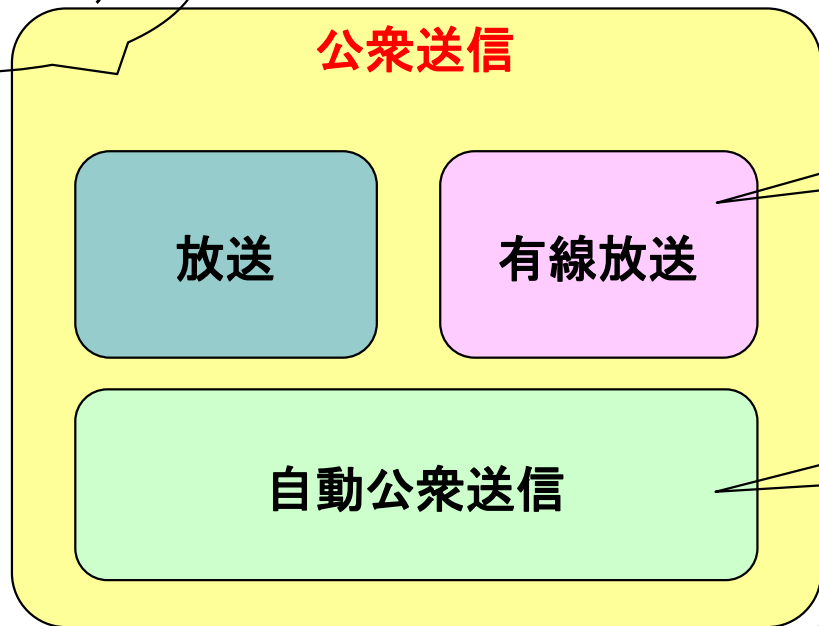
複製権 (21条)

複製＝「著作物を印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製すること」(2条1項15号)



公衆送信権（23条）

手動の送信も
(メール, FAX)



「放送」「有線放送」は、
同一内容の送信が**同時**
に行われるもの

「自動公衆送信」は、公
衆からの**求め**に応じ**自**
動的に送信するもの
(**送信可能化**を含む)

インターネットを通じて公衆が受信できるようにWebページ等
に著作物をアップロードすること

二次的著作物の利用に関しては・・・

二次的著作物の創作者＋原作の創作者が権利を持つ

二次的著作物の利用に関する原作者の権利



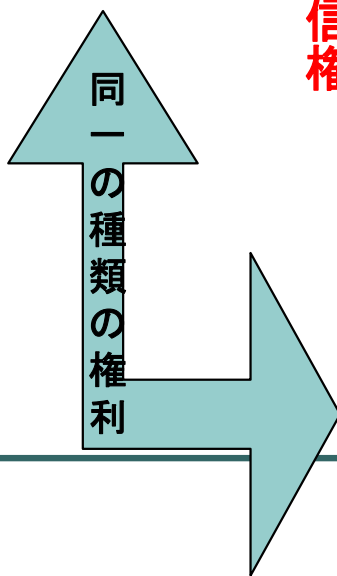
原作小説

- 複製権
- 口述権
- 公衆送信権
- 貸与権
- 翻訳権
- 頒布権
- 複製権
- 公衆送信権
- 翻案権



映画(二次的著作物)

- 複製権
- 公衆送信権
- 頒布権
- 翻案権



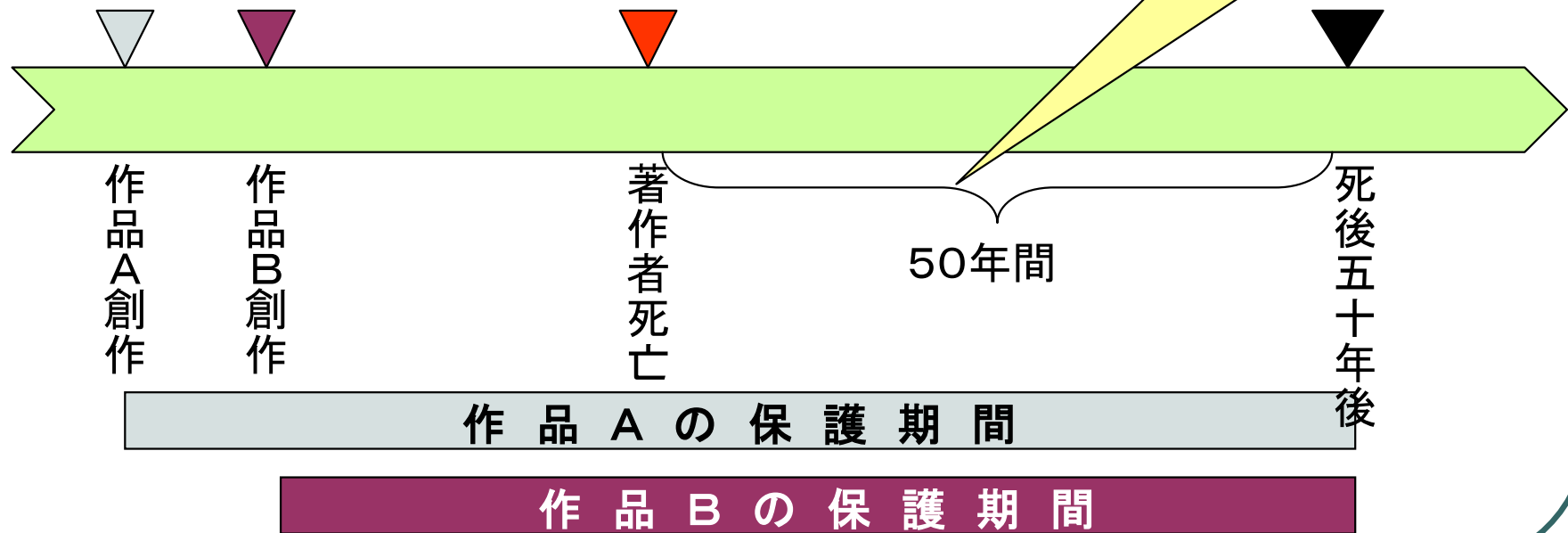
著作権(財産権)の保護期間

権利の発生 = 著作物の創作時

権利の消滅 = 著作者の死後50年後

公表时起算の
場合も

相続や契約により
著作権を引き継い
だ者が権利行使



著作権Q&A

次に掲げるもののうち、「著作者人格権」「著作権」に関する説明として**正しい**のはどれ？

- ① 著作者人格権とは、「公表権」、「肖像権」、「同一性保持権」のことである
- ② 自分の著作物を見て作られた作品でも、まったく異なる表現がされている場合、「複製権」を行使することはできない
- ③ 「公衆送信権」とは、商業目的の放送についてのみ行使できる権利である
- ④ 法人が作った著作物には著作者人格権がない

著作隣接権とは？

著作隣接権

実演家
(歌手・俳優など)

実演家人格権
氏名表示権
同一性保持権

財産権
録音権・録画権
放送権・有線放送権
送信可能化権
譲渡権
貸与権 等

レコード製作者

財産権
複製権
送信可能化権
譲渡権
貸与権 等

**放送事業者・
有線放送事業者**
(テレビ局、ラジオ局、
ケーブルテレビ局など)

財産権
複製権
再放送権・有線放送権
送信可能化権
等

著作物の利用と著作権の制限

著作権者から許諾を得る(契約)

著作者

著作権の委託を受けた団体(著作権等管理事業者)

著作権を譲り受ける(契約)

相当の額の対価

特別の場合には、著作権者の許諾を得る必要がない

あらゆる
利用行為

法律で権利を
認める利用行為
(許諾が必要な
行為)

(原則)

法律で権利行使をさせない
こととしている利用行為
(例外)

参考資料をインターネットで探し、ダウンロードするケース

私的使用のための複製（第30条）

許諾を得ずに複製ができる条件

- ①個人的に又は家庭内に準じる限られた範囲で使用する目的であること（会社等での使用目的でないこと）
- ②使用する本人が複製すること
- ③公衆使用の自動複製機器（文献複写機を除く）を用いた複製でないこと
- ④技術的保護手段を回避して行う複製でないこと
- +⑤違法サイトからの録音・録画でないこと（H22. 1～）

※デジタル方式の録音・録画機器・記録媒体を用いる場合は、補償金の支払いが必要

生徒が宿題の中で、説明のために事典の一部を利用するケース

学級だよりに既存の文献の一部を紹介するケース

引用としての利用（第32条）

許諾を得ずに複製、口述などによる引用ができる条件

①公正な慣行に合致する引用であること

②引用の目的上正当な範囲内で行われること

（自分の著作物と他人の著作物との間に妥当な主従の関係があること）

（引用する部分が明確に区分されること）

（引用の必然性があること）

③公表された著作物の利用であること

許諾を得ずに引用できる場合であっても、原則として出所を明示しなければならない

新聞記事や専門書の一部などを教材にするケース

生徒がクラス発表の資料に既存のホームページや百科事典などから写真や文章などをコピーするケース

教育目的のための複製（第35条）

許諾を得ずに複製できる条件

- ①学校その他の教育機関における複製であること
- ②授業の過程において使用するための複製であること
- ③担任又は授業を受ける者による複製であること
- ④必要と認められる限度の複製であること
- ⑤公表された著作物の複製であること
- ⑥これらの要件を満たした上で、著作権者の利益を不当に害しない複製であること

(参考)35条ガイドライン<http://www.jbpa.or.jp/35-guideline.pdf>

同様の条件であれば、遠隔授業(公衆送信)も可能

試験のための複製についても許諾を得る必要はない(第36条)。

非営利・無料・無報酬の上演、演奏、上映、口述 (第38条第1項)

許諾を得ずに上演、演奏、上映、口述できる条件

- ①非営利の催しであること
- ②観衆や聴衆から著作物の鑑賞の対価を徴収しないこと
- ③上演、演奏等を行う者に報酬が支払われないこと
- ④公表された著作物の上演等であること

文化祭で音楽の演奏・
劇の上演等を行う
ケース

授業で既存の映像資
料を上映するケース

校内放送でCDの音楽を
流すケース

学校図書館での図書
の貸し出し

非営利・無料の貸与（第38条第4項）

許諾を得ずに貸与できる条件

- ① 公表された著作物であること（映画の著作物を除く。）
- ② 営利を目的としない貸与であること
- ③ 複製物の貸与を受ける者から料金を受けないこと

※ 映画の著作物の複製物の貸与（頒布）について、許諾を得ずに行えるのは、公共図書館、視聴覚教育施設に限られ、貸与（頒布）に係る補償金の支払いが義務づけられている。

著作権等の制限Q&A

著作権等の制限に関する次の記述のうち、**正しいもの**はどれ？

- ① 非営利目的であれば、許諾を得ずに複製できる
- ② 引用の際、出典を明記しさえすれば著作権侵害にならない
- ③ 授業で使うためであれば、ドリル教材を無断で複製して児童に配布してもよい
- ④ 非営利・無料・無報酬でも許諾を得ずに他人の楽曲を編曲して演奏してはならない

発達段階や教科に応じた取り扱い

個性輝く作品の創作・他人の作品の尊重

財産の尊重・権利と義務への理解

契約ルールについての理解・知的財産についての理解

一般教科

一般教養科目

専門教科

課程外活動

情報モラル教育のアプローチ

人権教育のアプローチ

社会・経済の仕組みを知るアプローチ

文化的作品の創作・鑑賞のアプローチ

その他、地域社会との交流のアプローチなど

教材として利用可能な資料

高校生のための著作権教材

| 題名 | 手動型 | 自動型 | ダウンロード | |
|--------------------|-----|-----|--------|-----|
| | 手動型 | 自動型 | 手動型 | 自動型 |
| 1 買った物はオレのもの？ | | | | |
| 2 ホームページは誰のもの？ | | | | |
| 3 アニメのキャラを使いたい | | | | |
| 4 許可を得なくていいとき | | | | |
| 5 無断で公開しないでよ | | | | |
| 6 著作権を侵害されたら | | | | |
| 7 あの曲を演奏しようぜ | | | | |
| 8 引用するってどんなこと？ | | | | |
| 9 無料なら配ってもいいの？ | | | | |
| 10 補償金を払ってるんだよ | | | | |
| 11 フリーでダウンロードできるよ | | | | |
| 12 カメラで撮るのはまずいよね | | | | |
| 13 ファイル共有ソフトの悪用 | | | | |
| 14 昔の絵画の著作権 | | | | |
| 15 データはOK。グラフはだめよ？ | | | | |
| 16 これは私の著作物なの？ | | | | |

[委員会名簿](#) [学習指導案](#) [用語集](#)

教材をご覧頂くには、Macromedia Flash Player(フラッシュ・プレイヤー)が必要です。

ダウンロードはこちら

[ページのトップへ](#)

Copyright © 2006 The Agency for Cultural Affairs. All Rights Reserved.

参考（著作権に関する情報・資料）

文化庁ホームページ

www.bunka.go.jp/chosakuken/

関係団体資料

(社)著作権情報センター

www.cric.or.jp

(社)コンピュータソフトウェア著作権協会

www2.accsjp.or.jp

(社)日本音楽著作権協会

www.jasrac.or.jp

(これらのほかにも各団体が啓発資料を作成したり相談に応じたりしています。詳しくは、(社)著作権情報センターのホームページで紹介されています。)